

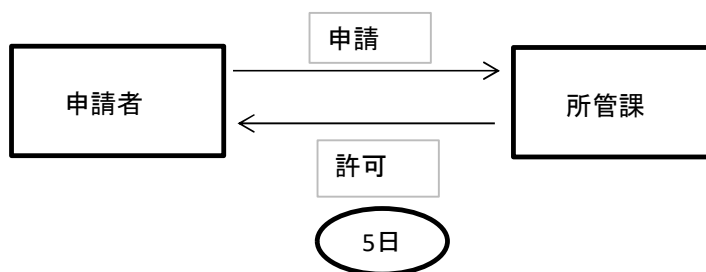
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 22

処 分 名	一草庵の庵の利用許可	
処 分 の 概 要	一草庵の庵の利用を許可する。	
根 拠 法 令 名	松山市一草庵条例(平成21年条例第6号)	
条 項	第3条第1項	
所 管 課	文化財課	
経由機関での処理期間		なし
所管課での処理期間		5日
標準処理期間	計	5日
判断基準	<p>松山市一草庵条例第3条第1項に規定する句会、講座等を行うため一草庵の庵(いおり)を利用しようとする者であること、同条例第5条各号に該当しないことを基準とする。</p> <p>【根拠法令等】</p> <p>○松山市一草庵条例</p> <p>(利用許可) 第3条 句会、講座等を行うため一草庵の庵(以下「庵」という。)を利用しようとする者は、あらかじめ教育委員会(以下「委員会」という。)に申請して、その許可を受けなければならない。</p> <p>(利用の制限) 第5条 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、庵の利用を許可しない。 (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。 (2) 一草庵(備品、展示品等を含む。第9条第2号及び第10条において同じ。)を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。 (3) 前2号に掲げるもののほか、委員会が一草庵の管理上支障があると認めるとき。</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。